

# 障害者福祉

## 相談窓口

### 障害者相談センター

①身体障害者の医学的、心理的及び職能的判定を行うと共に必要に応じて補装具の処方及び適合判定を行います。

②知的障害者に関する問題について家庭、そのほかからの相談に応ずるとともに18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、これに付随して必要な指導を行います。

□連絡先 〒036-8065 弘前市西城北一丁目3-7 0172 (32) 8437

### 身体障害者相談員

知事の委託をうけて身体に障害のある者の相談に応じ、更生のための必要な援助を行います。現在210人の相談員がいます。

### 知的障害者相談員

社会奉仕の精神にもとづき知的障害者の更生援護に関し、主として本人、保護者等からの相談に応じ、必要な指導助言を行うことを業務とし、それぞれの区域を担当しています。現在56人の相談員がいます。

### 社会復帰相談指導事業

保健所において回復途上にある精神障害者の社会適応を図るため、生活訓練等の社会復帰に関する相談指導を行います。

### 発達障害者支援センター「ステップ」

自閉症等の発達障害がある障害児（者）やその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、相談・発達・就労の各支援を行い、一般県民や支援関係者に対する研修・普及を行います。

□連絡先 〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3F 017 (777) 8201

# 障害者自立支援（制度の概要）

## 制度の概要

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

### はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ① 身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと。
- ② サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと。
- ③ 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

### 障害者自立支援法のポイント

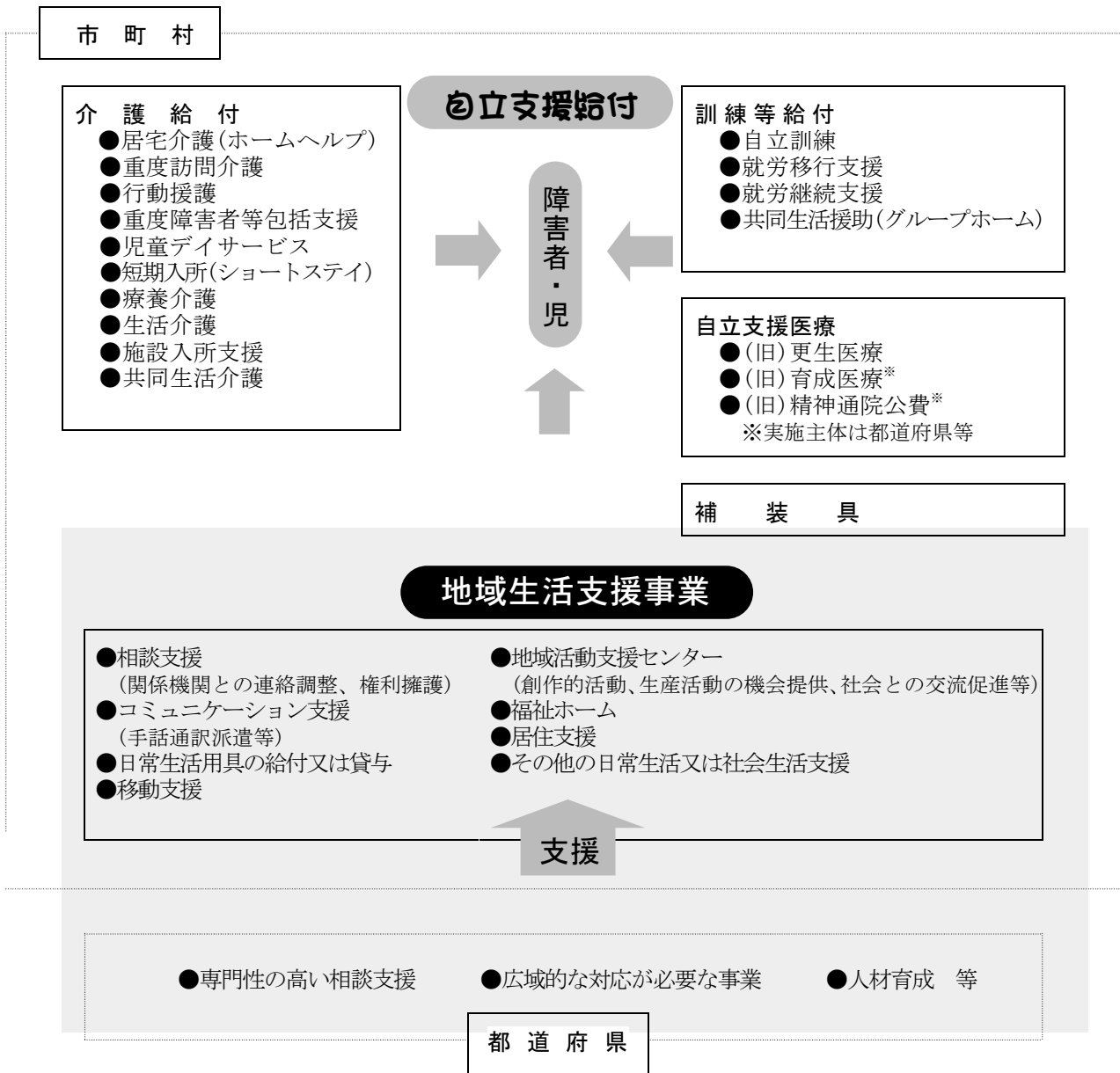
- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④ 就労支援を抜本的に強化
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます。

### 今後の法制度について

現在の障害者自立支援法は、平成25年8月までに廃止され、その後は、障害者総合福祉法（仮称）が実施される予定です。

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



## 福祉サービスの体系（平成18年10月から）

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。

## 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

旧体系サービス		新 体 系 サ ー ビ ス			
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介 護 給 付	
	デイサービス (身・知・児・精)	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います		
	ショートステイ (身・知・児・精)	行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います		
	グループホーム ( 知 ・ 精 )	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います		
		児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います		
施設サービス	重症心身障害 児施設(児)	短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	給 付	
	療 護 施 設 ( 身 )	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います		
	更 生 施 設 ( 身 ・ 知 )	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します		
	授 産 施 設 (身・知・精)	障 害 者 支 援 施 設 での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います		
	施設サービス	福 祉 工 場 (身・知・精)	共 同 生 活 介 護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	訓 練 等 給 付
		通 勤 寮 ( 知 )	自 立 訓 練 ( 機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練 )	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
		福 祉 ホ ー ム (身・知・精)	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
		生活訓練施設 ( 精 )	就 労 継 続 支 援 ( 雇 用 型 ・ 非 雇 用 型 )	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
				共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	
			移 動 支 援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です		
		福 祉 ホ ー ム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います		

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

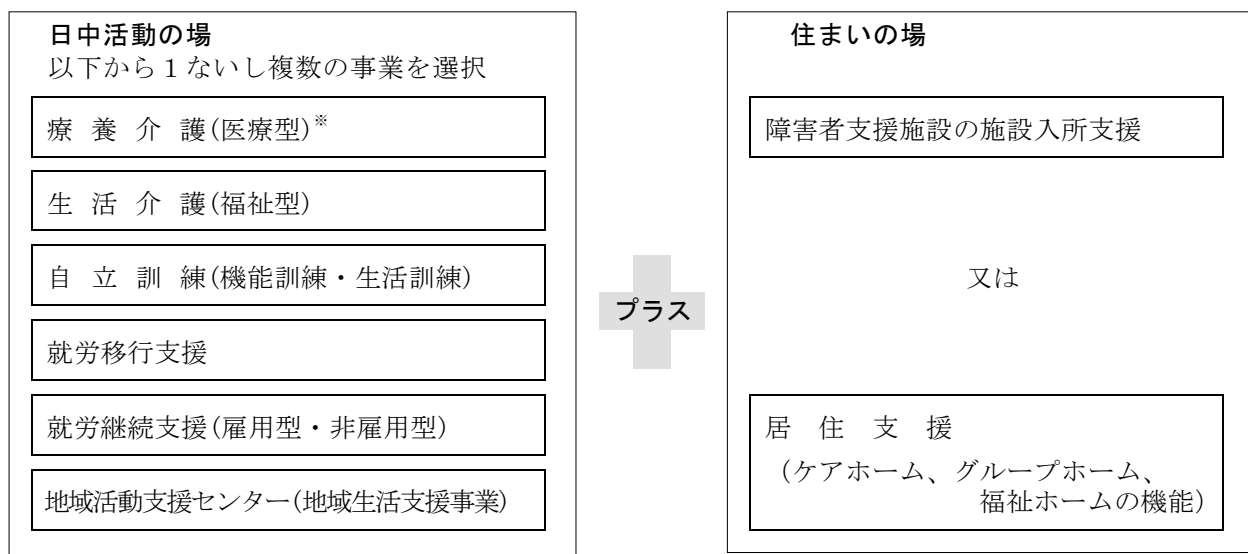
## 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

### ●見直し後



※療護介護については、医療機関への入院とあわせて実施

## 利用の手続き

### 支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- ② 社会活動や介護者、居住等の状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行う。

相談・申し込み  
〔相談支援事業者〕  
(市町村)

利用申請

介護給付を  
希望する場合

訓練等給付を  
希望する場合

障害程度区分の一次判定  
〔市町村〕

①障害者の心身の状況を判定  
するため、106項目のアセス  
メントを行います

二次判定  
〔審査会〕

②審査会は、障害保健福祉をよ  
く知る委員で構成されます

障害程度  
区分の認定  
〔市町村〕

③介護給付では区分1～6の  
認定が行われます

医師意見書

調査  
勘案事項  
地域生活  
就労  
日中活動  
介護者  
居住  
など  
〔市町村〕

サービスの利用意向の聴取  
〔市町村〕

暫定支給  
決定  
〔市町村〕

一定期間、サービスを利用し、

①ご本人の利用意思の確認

②サービスが適切かどうかを確認

訓練・就労評価項目

個別支援計画

審査会の  
意見聴取

確認ができたなら、評価項目にそっ  
たお一人お一人の個別支援計  
画を作成し、その結果をふまえ  
本支給決定が行われます

支給決定  
〔市町村〕

## 利用者負担の仕組み（平成22年4月から）

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

### 利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	利用者負担の月額上限設定（所得段階別）					
	高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）					医療型 個別減免 (医療、食事療 養費と合わせて 上限額を設定)
			事業主の 負担による 就労継続支援事業 (雇用型)の 減免措置			
生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）						
食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水 費負担を軽減)	従来より食費 や居住費につ いては実費で 負担→新たな 負担は発生し ませんが、通 所施設を利用 した場合には 、の軽減 措置が受けら れます。	食費の人件 費支給による 軽減措置		補足給付 (食費・光熱水 費負担を軽減)	

## 自立支援医療

### 精神通院医療

精神障害者が通院による医療を受ける場合、その医療に要する費用の90%を公費等で負担します。申請方法等については、居住地の市町村にお問い合わせください。

### 更生医療

身体障害者が更生するために必要な医療を受けるとき、医療費のうちの本人負担の一部をかわって負担するもので、必要と認められた時は指定自立支援医療機関で治療を受けられます。申請は、市町村で行っております。（障害者自立支援法第58条）

### 育成医療

身体に障害のある、18歳未満の子どもで、短期間に治療の効果が期待できると認められる場合に、早期治療によって障害をとりのぞくために県が指定する指定自立支援医療機関で入院し、また通院して治療を行った場合、その治療に要した医療費の自己負担を公費で負担している制度です。（障害者自立支援法第58条）

## 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- ・基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々、（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- ・世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。
- ・入院時の食費（標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

- ・更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者
- ・精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実施等を踏まえて見直す。

## 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が、能力と適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村や都道府県が取り組む事業です。

地域にニーズを踏まえ、創意工夫による柔軟な事業形態で実施することが可能となっており、市町村及び都道府県によって実施事業内容が異なります。

### (1) 地域生活支援事業（県）

障害者の社会参加を総合的かつ効果的に推進し、障害者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進するため、次の事業を実施しています。

### 平成21年度 障害者社会参加推進事業実施状況

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県 ((財)青森県身体障害者福祉団体連合会に委託)	事業内容：「障害者110番」運営事業等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 21年度相談件数：212件
3. 相談員活動強化事業	県 (福祉事務所)	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、七戸町、十和田市 実施回数及び参加人員：延5回、延133人
4. スポーツ教室開催事業	県 ((財)青森県身体障害者福祉団体連合会に委託)	事業内容：卓球教室、アーチェリー教室、フライングディスク教室、スラローム教室、健康教室、エアロビック教室 地区別スポーツ大会（県内10市）他。 21年度参加人員：計1,529人
5. スポーツ大会開催事業		第17回 青森県障害者スポーツ大会 21年8月30日・9月5日・9月6日 青森県総合運動公園 他
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会 47人 中級スポーツ指導員養成研修会 7人
7. 字幕入りビデオカセットライブラリー事業	県 (社団法人青森県ろうあ協会及び社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託)	利用登録者数：314人 貸出件数：386件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県 ((財)青森県身体障害者福祉団体連合会に委託)	事業内容：重度の視覚障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの調整を行う。

事業名	実施主体	実施状況
9. 在宅盲人点字指導事業	県 (社団法人青森県視力障害者福祉連合会に委託)	在宅の重度視覚障害者（おもに中途失明者）に点字の指導を行う。21年度2人指導
10. 点字競技会		県点字競技会開催：青森市（62人参加）
11. 盲女性家庭生活訓練事業	県 (（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託)	事業内容：料理、ゆかたの着付、生け花等 実施地区：6地区（青森、弘前、八戸、南黒、西北五、上十三） 実施回数及び参加人員：延9回、延179人
12. 盲青年等社会生活訓練教室開催事業		事業内容：講演会、研修会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：延2回、延105人
13. 手話講習会	県 (社団法人青森県ろうあ協会に委託)	実施地区：蓬田村、田舎館村、鱈ヶ沢町、むつ市、五戸町、六戸町 実施回数及び参加人員：延48回、延512人
14. オストメイト社会適応訓練事業	県 (（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託)	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延13回、延440人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延175回、延1,550人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：5人
17. 点訳奉仕員養成事業		点訳奉仕員：15人養成
18. 朗読奉仕員養成事業	朗読校正奉仕員：5人養成	
19. 要約筆記者養成事業	県 (社団法人青森県ろうあ協会に委託)	基礎課程：32時間（全9回）5人修了 応用課程：20時間（全7回）3人修了
20. 手話奉仕員養成事業		講習時間：80時間（全57回）6人修了
21. 手話通訳者養成事業		講習時間：90時間（全61回）8人修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
23. サービス提供者情報提供等		派遣件数：県外：7件 県内：0件

#### 地域生活支援事業（市町村）

本事業は、障害者にとって最も身近な市町村において、障害者の自立と社会参加促進を図ることを目的としている事業であり、全市町村で実施された。障害者等からの相談に応じ必要な情報提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付（貸与）、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作活動等の機会の提供を行う事業（地域活動支援センター）が必須事業となっているほか、市町村の判断により、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等を実施しています。

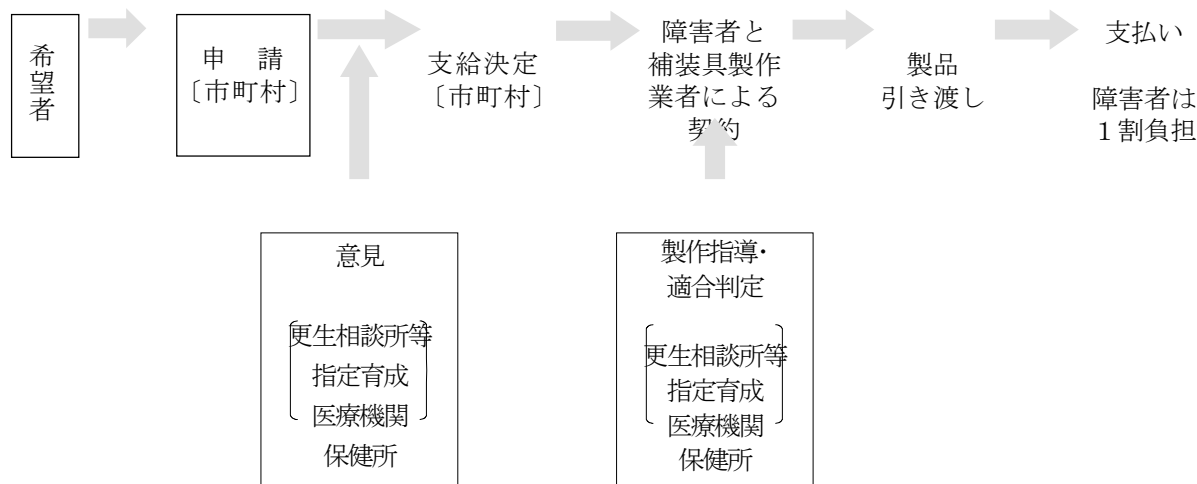
## 補装具と日常生活用具

障害者自立支援法によりこれまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費の支給と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具

### 補装具費の支給

- 申請により必要と認められると、補装具費（購入費、修理費）が支給されます。利用者負担については定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。



### 日常生活用具の給付(貸与)

- 給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 利用者負担は市町村が決定します。

## 障害児施設は契約方式に（平成18年10月から）

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。

### 障害児施設の利用者負担

- ・福祉型の障害児施設については、サービスにかかる費用は1割負担（ただし、所得に応じて負担上限月額を設定）、食費・光熱水費は実費負担となります。
- ・医療型の障害児施設については、サービスにかかる費用の1割負担（ただし、福祉分・医療分それぞれに所得に応じた負担上限月額を設定）、食費については、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。
- ・この他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。
- ・福祉型、医療型ともに地域で子供養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、軽減措置が講じられます。

## その他の関連制度

### 不服審査申立

認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合には、都道府県（障害者介護給付費等不服審査会）に申し出ることができます。

### 苦情解決事業

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口に申し出ることもできますし、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出ることもできます。（113頁に内容掲載）

### 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。お近くの社会福祉協議会でご相談ください。（115頁に内容掲載）

### 成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。お近くの役所や地域にある市町村の障害福祉の相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談ください。（116頁参照）

# 生活支援

## 青森県視覚障害者情報センター／青森県聴覚障害者情報センター

### （視覚障害者情報センター）

視覚障害者の求めに応じて、無料又は低料金で点字刊行物や声の図書の閲覧、貸出しを行う施設です。この施設は、青森県内に1か所設置されています。

### （聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者用字幕入（手話）ビデオカセットの制作・貸出し等を行う施設です。

## 精神保健福祉センター

県立精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として設置しており、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局、精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の判定等を行っています。

## 障害者情報バリアフリー化支援事業

重度の視覚障害者や重度の上肢機能障害のある方を対象に、障害に対応するパソコンソフトや周辺機器の購入費用の助成制度を実施しています。

詳しくは、青森県健康福祉部障害福祉課にお問い合わせください。

なお、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月からは、市町村で実施しますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

## 心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡し、又は重度障害になったとき、心身障害者に終身一定額の年金を支給し、もって心身障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とするものです。

心身障害者の要件としては、

- ◎ 知的障害児（者）
- ◎ 身体障害児（者）で、その障害程度が1～3級に該当するもの
- ◎ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が上記と同程度と認められるものであって、将来、独立自活することが困難であると認められる者となっております。

詳しくは、福祉事務所にお問い合わせください。

## 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の心身障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等を行う事業です。

青森県ではライフサポートあおば、森田学園、弘前大清水学園、陽幸園、青森県立あすなる医療療育センターで実施しています。

詳しくは、直接施設にたずねるか、市町村又は最寄りの児童相談所や福祉事務所にお問い合わせください。

## 手帳の交付

### 身体障害者手帳

身体に障害のある人に対して都道府県知事から身体障害者手帳が交付されます。手続きは都道府県知事の定めた医師の診断書をそえて、福祉事務所を經由して知事に申請します。本人が15歳未満の場合は、その保護者が代わって申請します。この手帳を交付された方は補装具の交付、施設の入所、J R運賃割引き等の援護が受けられる証明になります。（身体障害者福祉法第15条）

青森県では、59,250人の身体障害（児）者に手帳が交付されています。（平成22年3月31日現在）

### 愛護（療育）手帳

知的障害児及び知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの対象者に対する各種の援助を受け易くするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とします。

申請は、市町村で受け付けています。

青森県では、10,899人の知的障害児（者）に手帳が交付されています。（平成22年3月31日現在）

### 精神保健福祉手帳

精神障害者の方の社会復帰を支援することを目的に作られたもので、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人が交付対象となっています。（知的障害者を除く）

申請方法等については、居住地の市町村にお問い合わせください。

## 重度心身障害者の医療費助成事業

在宅の重度心身障害児（者）に対して医療費の補助を行います。対象は知的障害の場合、愛護手帳Aの人、身体障害の場合、障害程度1～3級（3級については内部障害者のみ）の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人となっており、生活保護を受けている人は除かれます。全市町村で実施しています。

詳しくは、市町村にお問い合わせください。

## 障害基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あるか、初診日の2カ月前までの1年間に保険料の滞納のない人が、国民年金に加入中の病気やケガで令別表に定める程度の障害の状態になったとき、あるいは資格喪失後60歳から65歳になるまでの間の病気やケガによって令別表に定める障害の状態になったときに受けられます。

年金額は1級障害者で990,100円、2級障害者で792,100円、さらに受給者に18歳未満の子供または、20歳未満で法別表に定める程度の障害の状態にある子供がいる場合には2人目までそれぞれ227,900円、3人目から75,900円の加算（共に平成20年度）がされることになっています。

なお、20歳になる前の病気やケガで令別表に定める障害の状態になったときも、20歳から障害基礎年金を受けることができます。この場合、本人の前年の所得額によって支給停止される場合があります。

## 特別障害者手当

20歳以上で精神又は身体に障害があり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅障害者に対し、月額26,440円（平成22年4月現在）が支給されます。

詳しくは、福祉事務所又は町村役場にお問い合わせください。

## 障害児福祉手当

20歳未満で精神又は身体に障害があり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅障害児に対し、月額14,380円（平成22年4月現在）が支給されます。

詳しくは、福祉事務所又は町村役場にお問い合わせください。

## 特別児童扶養手当

心身に中度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育している父母等の保護者に支給されます。なお、施設に入所していると支給されません。申込先は、市町村です。

手当額・所得制限額		所得制限限度額				
		受給者本人		配偶者及び扶養義務者		
(所得制限額は各種控除後の金額である。)		扶養親族等の数	金額	扶養親族等の数	金額	
手当額	1級	月額 50,750円 (20年4月現在)	0人	4,596,000円	0人	6,287,000円
	2級	月額 33,800円 (20年4月現在)	1人	4,976,000円	1人	6,536,000円
		2人以上	5,356,000円 に380,000円 (1人につき) を加算した額	2人以上	6,749,000円 に213,000円 (1人につき) を加算した額	

## 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、通所する障害者（児）に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進、日常生活に必要な供与を行う施設で、利用者が自立した生活を営むことができるよう取り組んでいます。

県内では、市町村の委託等を受けて活動している地域活動支援センターが31箇所あります（小規模作業所としても認定されているものを除く。）

### 青森県地域活動支援センター一覧

H22. 4. 1 現在

	センター名	電話番号	郵便番号	住所
1	八甲	017-728-8601	030-0131	青森市問屋町1-15-10
2	やましろ	017-754-3010	030-1271	青森市六枚橋字磯打95-26
3	すばる	017-764-2424	030-0125	青森市四ツ石字里見75-2
4	すみれ	0172-37-3422	036-8373	弘前市藤代2-11-6
5	ぴあす	0172-31-2731	036-8054	弘前市田町5-2-2
6	つぐみ	0172-99-1155	036-8302	弘前市高杉五反田173-7
7	くれよん	0172-37-9043	036-8255	弘前市若葉2-13-1
8	ないすらいふ	0172-33-6392	036-8153	弘前市山岳町3-6
9	ペポニ	0172-33-6588	036-8021	弘前市和徳町338-25
10	青明舎	0178-70-2087	039-1104	八戸市田面木赤坂35-35
11	清里	0178-25-0055	031-0813	八戸市新井田松山下野場7-9
12	ハートステーション	0178-46-5431	031-0802	八戸市小中野4-1-60
13	ベル・エポック	0178-30-1100	031-0813	八戸市新井田出口平32-2
14	山郷館サポートセンター くろいし	0172-88-5018	036-0352	黒石市大字甲大工町2-2
15	山郷館地域活動支援センター くろいし	0172-59-0620	036-0383	黒石市緑町4-131
16	あおぞら作業所	0172-53-5633	036-0306	黒石市内町61-1
17	ラ・プリマベラ	0173-38-1332	037-0085	五所川原市字芭蕉48-2
18	アセンドハウス	0176-21-1173	034-0089	十和田市西に十三番町5-5
19	ワークハウスとわだ	0176-25-8158	034-0084	十和田市西四番町2
20	ふじ苑	0176-25-5215	034-0001	十和田市三本木北平209-3
21	心のとも作業所	0176-53-6413	033-0036	三沢市南町4-31-2782
22	ハートランドさくら	0175-28-2311	035-0044	むつ市赤川町11-22
23	アックス工房	0175-22-9023	035-0021	むつ市田名部宮ニ後69-3
24	つがる市地域活動支援センター	0173-42-7553	038-3164	つがる市木造柴田弥生田2-1
25	今別町地域活動支援センター かもめ	0174-35-3647	030-1502	東津軽郡今別町今別今別62-12
26	外ヶ浜町地域活動支援センター	0174-22-4360	030-1309	東津軽郡外ヶ浜町上蟹田64-2
27	工房わにっこ	0172-48-5750	038-0211	東津軽郡大鰐町大鰐大鰐9-4
28	翔	0173-23-1030	038-3503	北津軽郡鶴田町鶴田押上52
29	鶴花塾	0173-22-3394	038-3503	北津軽郡鶴多町沖津193
30	四木の郷	0176-55-2757	033-0071	上北郡六戸町大落瀬四木77-185
31	憩いの森あすもこっ	0179-23-3556	039-0141	三戸郡三戸町川守田関根25-1

## 障害者控除等の制度

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
障 害 者 控 除	本人、配偶者又は扶養親族が知的障害の場合－軽度 身体障害者の場合－3～6級 精神障害者の場合－2～3級	・所得税及び地方税の障害者控除が受けられます。	税 務 署
特別障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が、精神又は身体に重度の障害がある者	・所得税及び地方税の特別障害者控除が受けられます。	税 務 署
N H K 受 信 料 の 減 免  H20. 10. 1～	【全額免除】 ・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。 【半額免除】 ・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。 ・重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に、半額免除となります。		N H K 営 業 所 又 は 受 信 料 集 金 人
N T T 1 0 4 番 (番号案内料)の 無 料 措 置	①身体障害者手帳所持者で次の障害を有する方 ・視覚障害を有する方 （1級～6級） ・肢体不自由(上肢・体幹)の障害を有する方 （1級～2級） ・肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)の障害を有する方 （1級～2級） ②戦傷病者手帳所持者で次の障害を有する方 ・視力に障害を有する方 （特別項症～第6項症） ・上肢に障害を有する方 （特別項症～第2項症） ③愛護手帳所持者 ④精神障害者保健福祉手帳所持者	・番号案内料が無料となります。	①N T T 支店等の窓口へ直接申し込む方法 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳をご持参ください。代理の方でも結構です。 ②郵送により申し込む方法 ・申込書と手帳の該当ページをコピーしN T T 支店へ郵送してください。
自 動 車 取 得 税 自 動 車 税 の 減 免 軽 自 動 車 の 減 免	・障害のある方本人が所有し運転する自動車 (身体障害者手帳・戦傷病者手帳) ・重度の障害を持つ方と生計を一にする方が所有し、もっぱら障害のある方の通学・通院・通所・生業のために使用する自動車 (身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳) ※対象となる等級は 別表のとおり。	・自動車取得税及び自動車税の免除措置があります。 ※上限 自動車取得税：課税標準額250万円 自動車税：45,000円 ・生計を一にする方が所有する自動車の減免を申請する場合、あらかじめ生計同一証明書の交付を申請してください。申請先は下記のとおりです。 ・身体障害者手帳・愛護手帳所持者：市町村の福祉事務所または福祉担当課 ・精神障害者保健福祉手帳：地域県民局地域健康福祉部保健総室 （青森市の方は市障害者支援課） ・戦傷病者手帳：県庁健康福祉政策課 なお、自動車の所有者と自動車を運転する方が異なるときは、それぞれの方について生計同一証明書が必要になります。	・自動車取得税・自動車税 →地域県民局県税部 ・軽自動車税 →市町村税務担当課

別表

障 害 の 区 分	障 害 の 等 級	本人運転のみ対象
視覚障害	1～4級	—
聴覚障害	2～3級	4級
平衡機能障害	3級	5級
音声機能障害	—	3級
上肢不自由	1～2 (①②) 級	—
下肢不自由	1～3 (①) 級	3 (①) 以外の3～6級
体幹不自由	1～3級	5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 上肢機能障害	1～2級	—
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 移動機能障害	1～3級	4～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもし くは直腸又は小腸の機能障害	1級、3～4級	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害	1～4級	—

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

(注)

- 1 「音声機能障害」については、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
- 2 「上肢不自由」の2級については、障害の程度が2級の1または2級の2に該当する場合に限り、対象となります。
- 3 「下肢不自由」の3級については、障害の程度が3級の1に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。
- 4 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
- 5 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

2 戦傷病者手帳の交付を受けている方

### 3 療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けいる方

区 分	障 害 の 程 度
療育（愛護）手帳の交付を受けている方	障害の程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害の程度が「1級」であり、かつ、次のいずれかに該当する方 (1)通院医療費受給者番号または自立支援医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 (2)(1)以外の方で、精神通院医療を受けていることについて通院している医療機関から証明を受けた方

## 駐車禁止除外制度

道路交通法第45条により公安委員会で指定した駐車禁止場所に駐車する場合、所轄警察署長の許可が必要ですが、公共性の高い緊急報道用車両とともに、身体障害者等歩行困難な方が乗車している車両は駐車禁止から除外されることになっています。

#### 【制度内容】

公安委員会から交付された標章を掲示すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く）でも他の交通の妨害とならない限り駐車できます。

平成19年9月の改正から、駐車禁止除外標章は、指定を受けた対象者本人に交付されます。

よって、交付を受けた障害者等が、現に乗車している車両に標章を掲示した場合に、除外の対象となります。（車両を指定するものではありません。）

#### 【対象者】

- ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳保有者で重度障害を有する方（表1のとおり）
- ② 療育手帳保有者で重度障害（A）を有する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳保有者で1級の障害を有する方

障 害 の 区 分	障 害 の 等 級	本人運転のみ対象
視覚障害	特別項症～第4項症	—
聴覚障害	特別項症～第4項症	—
平衡機能障害	特別項症～第4項症	—
音声機能障害	—	特別項症～第2項症
上肢不自由	特別項症～第3項症	—
下肢不自由	特別項症～第3項症	第4項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第4項症	第5項症～第3項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸又は小腸の機能障害	特別項症～第5項症	—

④ 小児慢性特定疾患児手帳保有者で色素性乾皮症患者の方

(表1)

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全による免疫機能障害	1級及び3級まで各級	
肝臓機能障害	1級及び3級まで各級	

□問い合わせ先 最寄りの警察署

## スパイクタイヤ使用禁止の除外

肢体不自由、内部障害により身体障害者手帳を所持している障害者が運転する自動車については、スパイクタイヤ使用禁止が除外されます。

・標章等は特にありません。運転にあたっては、手帳を必ず携帯してください。

□照会先 青森県環境政策課 017 (734) 9241

## 交通機関の割引等

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
J R の 割 引 私鉄及び航路 の 割 引 は J R に 準 ず る	①第1種及び第2種の身障手帳の所持者 ②第1種(A)及び第2種(B)の愛護手帳所持者	・第1種身体障害者及び第1種知的障害者が、介護者とともに、JR線に乗車船するとき、本人介護者ともに普通乗車券、定期乗車券、急行券について5割引（自動車の定期3割引）。 ・その他の場合には、本人のみ、片道100km以上の乗車券について5割引。	直接JRの窓口へ身体障害者手帳、愛護手帳持参

県内民間鉄道会社 (JRを除く) 4 社の鉄道運賃の割 引	精神障害者保健福祉手帳の所 持者	・本人及び介護者 5 割引	乗車の際手帳 の 提 示
バスの割引	①身障手帳の所持者 ②愛護手帳の所持者 ③精神障害者保健福祉手帳の 所持者	・本人及び第1種身体障害者(知的障害 者)の介護者 5 割引(定期3割引)。 ・本人 5 割引き	乗車の際 手帳の提示
市営バスの無料	①身障手帳の所持者 ②愛護手帳の所持者 ③精神障害者保健福祉手帳の 所持者	・市営バス無料乗車券を発行しています。 ・実施市名 青森市、八戸市	福祉事務所 及びバス 会社営業所

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
国内航空運賃の割引	第1種の身障手帳の所持者 (12歳以上) 第1種の愛護手帳の所持者 (12歳以上) 第2種の身障手帳の所持者又は、第2種の愛護手帳の所持者 (12歳以上)	・国内航空を、利用する場合、本人、介護者ともに航空運送事業者が定めるところによる。  ・国内航空、航空運送事業者が定めるところによる。	直接各航空会社窓口  直接各航空会社窓口
自動車有料道路の割引	①身障手帳を所持する下肢又は体幹機能障害者 ②愛護手帳の所持者	・本人又は家族の所有する自動車を、身体障害者が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に有料道路について、一般料金の5割引。 (営業用自動車・トラックを除く)	福祉事務所
福祉タクシー(ワゴンタクシー)	病人や障害者など誰でも利用できます。	・ベッドごと入れるタクシーですが、料金は普通のタクシーと同じです。 ・実施市名 青森市・弘前市・八戸市の一部タクシー会社。	タクシー会社
タクシー運賃の割引	身障手帳の所持者 愛護手帳の所持者	・身障手帳又は、愛護手帳の所持者が青森県内のタクシーに乗車した区間について1割引。	乗車の際手帳の提示

※ 詳細は関係機関にお問い合わせください。

## 在 宅 サ ー ビ ス

### 在宅重度身体障害者訪問診査

歩行困難な在宅の重度身体障害者の家庭を医師等が訪問をして、必要な診査、更生相談を行います。詳しくは、市町村にお問い合わせください。

## 施 設 等

### 重症心身障害児施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設です。

費用、入所の相談及び手続きは、知的障害児施設の場合と同じです。本県では現在3か所あります。(児童福祉法第43条の4)

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から、利用者（保護者等）が、児童相談所に障害児施設支給の申請を行い、支給決定を受けて、施設と契約し、入所することとなります。

利用者は、原則、利用料の1割と入院時食事療養費を負担することとなります。

## 進行性筋萎縮症児者施設

進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）と言われ、この症状は、筋肉がだんだん弱くなっていく長い病気で、鍛錬をして筋肉を強くしようとするとかえって弱くしてしまうやっかいなものです。原因は、未だ医学的に明らかにされていません。正常な筋肉の新陳代謝に必要な酵素のなにかが生まれつきたりないためにおこるとも言われています。

対策としては、原因の究明と同時に治療対策（リハビリテーション対策）の充実が強く望まれています。

進行性筋萎縮症児については、指定医療機関の進行性筋萎縮症児病棟において、治療や生活指導、必要に応じ学習の援助が行なわれます。

入所手続等については、児童相談所で行います。本県では、青森市浪岡の独立行政法人国立病院機構青森病院で取扱っています。

なお、18歳以上については必要な療養等の給付が行われ、入所手続等は市町村で行います。

## 肢体不自由児施設

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

入所手続き等は、児童相談所で行います。本県では、現在2か所あります。（児童福祉法第43条の3）

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から、利用者（保護者等）が、児童相談所に障害児施設支給の申請を行い、支給決定を受けて、施設と契約し、入所することとなります。

利用者は、原則、利用料の1割と入院時食事療養費を負担することとなります。

## 盲ろうあ児施設

盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助することを目的とする施設です。

入所の相談及び費用は、知的障害児施設の場合と同じです。（児童福祉法第43条）

## 身体障害者福祉センター

身体障害者に対して各種の相談に応じると共に、各種の研修、講習会を実施するほか健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど保健、休養のための施設です。この施設は、青森県内にA型1か所、B型3か所設置されています。

## 障害者更生センター

障害者とその家族が気軽に宿泊、休養でき、かつ、各種の更生相談に応じるとともにレクリエーション等の便宜を供与するための施設です。この施設は、青森県内に1か所設置されています。

## 知的障害児施設

知的障害の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。児童相談所が相談の窓口になっています。

満18歳未満の知的障害児が対象ですが、事情により満20歳まで在住の延長ができ、また、入所中の重度の障害のある児童で引続き在所させる必要があると認められた場合は満20歳に達した後も在所させることができます。

ある程度の社会的適応能力を有し、その心身の発達程度からみて適当と認められる児童は満15歳から知的障害者更生施設や授産施設へ移ることができます。

費用は、原則、福祉サービス費の1割負担及び食費、光熱水費を負担していただきます。この施設は、青森県内に7か所設置されています。（児童福祉法第42条）

## 知的障害児通園施設

知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

満18歳未満が原則で、幼児から入れます。入所の相談及び費用は、知的障害児施設の場合と同じです。この施設は、青森県内に3か所設置されています。（児童福祉法第42条の2）

### ○障害者自立支援法による経過期間中の施設について

障害者自立支援法の施行により、以下の施設は平成23年度末までの経過期間中に障害者自立支援法の新体系サービス（居住支援事業及び日中活動事業）へ移行することになっています。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所については、36頁参照）

## 身体障害者更生施設

身体障害者を入所させ、その更生に必要な指導及び訓練を行います。

## 身体障害者療護施設

身体上の著しい障害のため、常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることが難しい重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行います。この施設は、青森県内に8か所設置されています。

## 身体障害者授産施設

身体障害者で雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし必要な訓練を行い、職業を与えて自活させます。この施設は、青森県内に2か所設置されています。

## 身体障害者通所授産施設

身体障害者で雇用されることの困難なもの等を通所させて、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させることを目的とする施設です。この施設は、青森県内に1か所設置されています。

## 小規模共同作業所（ミニ授産所）

重度障害者の意識の高まりと養護学校卒業生の受け皿不足等を受けて増加した小規模共同作業所（ミニ授産所）は、障害者の働く場の確保、社会適応訓練の場、職業訓練の場として親や関係者、あるいは障害者自身が自主的に作り出したものが多く、その成り立ち、規模、内容も多様ですが、いわゆる法外施設のため、財政基盤をはじめ、施設設備等、充分の内容と言えない所も少なくないのが実情です。

## 青森県障害者小規模共同作業所一覧（法定外作業所）

H22. 4. 1 現在

	障害区分	施設名	電話	FAX	〒	住所
1	身体	ほのぼのサークル	017-744-7385	017-744-7385	030-0966	青森市花園1-27-10
2	身体	スタジオとまと	017-761-2770	017-761-2770	030-0843	青森市篠田1-8-1 エムズコーポ101
3	身体	ちゅうおう作業所	017-735-1675	017-735-1675	030-0822	青森市中央一丁目20-17
4	身体	しらかば作業所	017-735-2020	017-735-2020	030-0823	青森市橋本三丁目5-1
5	身体	waiwaiはうすコスモス	017-787-1616	017-787-1616	038-0042	青森市新城字山田671-49
6	精神	フレンドワークぼんじゅ	0172-62-2229	0172-62-2229	038-1311	青森市浪岡字稲村101-1
7	精神	ワークあかり	017-743-5473	017-743-5437	030-0903	青森市栄町2-7-3
8	精神	ドリーム工房	017-742-3676	017-738-3676	030-0841	青森市茶屋町11-5
9	精神	ハートスポット	017-773-4327	017-773-4327	030-0845	青森市緑三丁目1-7
10	知的	ふうあの会	017-744-8270	017-744-8270	030-0942	青森市沢山字平野14 沢山集会所
11	身体	デザイン印刷C-FLOWER	017-788-6314	017-788-6314	038-0042	青森市新城平岡160-871
12	知的	はすのみ作業所	0172-57-5311		036-0242	南津軽郡平川市尾上町 猿賀字南田96-3
13	精神	しらゆき共同作業所	017-755-2663		039-3331	東津軽郡平内町浜子字掘替36-1
14	精神	やすらぎ共同作業所	0173-72-8620		038-2753	西津軽郡鱈ヶ沢町本町127
15	精神	つつじ作業所	0175-63-2741		039-2667	上北郡東北町膳前48
16	知的	ワークハウスねこやなぎ	0178-75-1130	0178-75-1130	039-0503	三戸郡南部町大字下名久井字 剣吉前河原1-1
17	知的	はすのみ作業所	0172-44-5937		036-0104	平川市柏木町藤山16-1
18	身体	つつじ作業所	0175-63-2741		039-2661	上北郡東北町膳前48

## 知的障害者更生施設

18歳以上の知的障害者を入所（通所）させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設です。この施設は、青森県内に37か所設置されています。

費用は、本人及び家族の収入の状況に応じて負担していただきます。

## 知的障害者授産施設

18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所（通所）させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設です。この施設は、青森県内に23か所設置されています。

費用は、本人及び家族の収入の状況に応じて負担していただきます。

## 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設です。

費用は、本人の収入の状況に応じて飲食物費相当分が徴収されます。この施設は、青森県内に1か所設置されています。

## 小規模通所授産施設

通所施設である授産施設で、常時利用する者が20人未満10人以上である施設です。通所対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者であり、青森県内に4か所設置されています。

## 精神障害者生活訓練施設（援護寮）

家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者（知的障害者を除く）に対し、日常生活に適応することができるように、低額な料金で居室等の施設を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする施設です。この施設は、青森県内に6か所設置されています。

## 精神障害者授産施設

雇用されることが困難な精神障害者に利用させて、必要な訓練を行い、その自活を促進するための指導を行うことを目的とする施設です。この施設は、青森県内に入所2か所、通所4か所設置されています。

## 精神障害者福祉ホーム（B型）

症状が相当程度改善している者の社会復帰、家庭復帰を援助するため、生活の場を与え、社会復帰のための指導を行うことを目的としています。この施設は、県内に4か所設置されています。

## 就 労

### 障害者職業センター

公共職業安定所（ハローワーク）や地域の関係機関と連携しながら、障害者の就職・職場定着に向けた相談・支援を行っています。

また、障害者を雇用する事業所や変労支援を行う地域の関係機関に対する支援も併せて行っています。

□連絡先 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター

〒030-0845 青森市緑2丁目17-2 017（774）7123

### ジョブコーチ支援及び職業準備支援

#### ○ジョブコーチ支援

障害者の就職や職場定着を円滑に図っていくために、ジョブコーチが職場に訪問して支援を行います。

また、事業所に対しても障害者の職場適応に必要な助言を行います。

#### ○職場準備支援

就職を目指す障害者にセンターに一定期間通っていただき、作業体験などの活動をとおして個々の課題の改善に向けた支援を行います。

なお、遠隔地から利用を希望される方は、宿泊施設借り上げ制度が利用できます。

□連絡先 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター

### リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病などにより、現在休職中の方に対し、復職準備のためのウォーミングアップを行います。また、事業主に対しては、復職に係る専門的な助言や援助を行い、復帰が円滑に進められるよう、支援をします。

対象者については、障害者手帳の有無は問いません。ただし、リワーク支援の実施に関しては、ご本人・主治医・事業主の三者が職場復帰に向けた活動を行うことに合意していることが前提条件となります。

□連絡先 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター

## 障害者就業・生活支援センター

身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対する支援を行っています。

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
津軽障害者就業・生活支援センター	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524	0172-82-5730
青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	030-0841	青森市奥野2丁目25-9	017-773-2365 (生活)	017-722-3023
			017-722-3013 (雇用)	
障害者就業・生活支援センターみなと	031-0041	八戸市廿三日町18	0178-44-0201	0178-44-0201
障害者就業・生活支援センター月見野	033-2816	つがる市森田町月見野473-2	0173-26-4242	0173-26-4243
障害者就業・生活支援センターみさわ	033-0031	三本木本町1丁目62-9	0176-27-6738	0176-27-6738

## 職 親 制 度

知的障害児（者）に理解のある雇用主が親代わりになって自己のもとに預かり、技能習得訓練等をしてくれます。現在、職親登録者数は49人です。

職親制度を利用したい方は、市町村役場に相談してください。

## 職場適応訓練制度

身体障害者、知的障害者、精神障害者、中国残留邦人等及び母子家庭の母等の能力に適した作業に適応させるため、知事又は労働局長が民間の理解ある事業主に訓練を委託して行う制度です。訓練期間中、訓練生には基本手当等の訓練手当、また、事業主には職場適応訓練費が支給されます。訓練終了後は、引き続きその職場に雇用されることになります。詳しくは、公共職業安定所へお問い合わせください。

○訓練期間 6カ月以内（中小企業における訓練及び重度の障害者にかかる訓練は、1年以内）

○訓練手当

基本手当…訓練を受ける期間の日数に応じ、月額3,930円（2級地）、3,530円（3級地）を支給。

受講手当…訓練期間中訓練を受けた日数に応じ、月額700円を支給。

通所手当…居所から訓練施設まで距離が片道2km以上の場合に、月額42,500円を限度として交通費を支給。

○職場適応訓練費

職場適応訓練生1人につき月額24,000円（重度の障害者については、25,000円）を支給。

## 特定求職者雇用開発助成金

身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇い入れる事業主に対して、その雇い入れに係る者に支払った賃金に相当する額の一部を支給するもので、具体的な支給額、助成対象期間は下表のとおりです。

### 【主な支給要件】

- 1 公共職業安定所、地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、身体障害者、知的障害者又は精神障害者等（65歳未満の者に限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる雇用保険の適用事業主。
- 2 当該雇入れの前及び後6カ月間において当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがないものであること。
- 3 当該雇入れの前及び後6カ月間において当該雇入れに係る事業所において特定受給資格者となる理由により離職した者が当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えている（3人以下である場合を除く。）ものでないこと。

### 支 給 額 （※原則として、支給対象期（6ヶ月）ごとにおいて支給します。）

			支給額(中小企業)	助成対象期間	※支給額対象期ごとの支給額	
短時間以外	重度	身体障害者	100(240)万円	1年6カ月 (2年)	第1期 33(60)万円	
		知的障害者			第2期 33(60)万円	
	重度以外	身体障害者	45歳未満	50(135)万円	1年 (1年6カ月)	第1期 25(45)万円
			45歳以上	100(240)万円	1年6カ月 (2年)	第2期 25(45)万円
		知的障害者	45歳未満	50(135)万円	1年 (1年6カ月)	第3期 34(60)万円
			45歳以上	100(240)万円	1年6カ月 (2年)	第4期 34(60)万円
		精神障害者		100(240)万円	1年6カ月 (2年)	第1期 25(45)万円
						第2期 25(45)万円
						第3期 25(45)万円
						第4期 34(60)万円
				第1期 33(60)万円		
短時間	重度	身体障害者	30(90)万円	1年 (1年6カ月)	第1期 15(30)万円	
		知的障害者				
	重度以外	身体障害者				
		知的障害者				
				第2期 15(30)万円		
				第3期 15(30)万円		

(注) ご案内の内容は制度の概要です。対象労働者の範囲や支給要件等の詳細については、管轄のハローワーク（公共職業安定所）にご確認下さい。

## 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すため、施設・設備の設置又は設備を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や雇用管理を図るために特別な措置の実施が必要となることもあります。

このため、事業主が障害者の雇用に伴い、施設・設備の設置又は整備や雇用管理を行う場合については、これらの事業主に対して（予算の範囲内において）助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進及び雇用の継続を図ることとしております。

1 障害者作業施設設置等助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設就労を容易にするためのトイレ・スロープ等の附帯設備又は改造等がなされた設備の設置又は整備を行う（賃借による設置を含む。）場合に、その費用の一部を助成するものです。
2 障害者福祉施設設置等助成金	障害者を常用労働者として継続して雇用している事業主又は当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備にあたって、障害者が利用できるよう設置又は整備をする場合に、その費用の一部を助成するものです。
3 障害者介助等助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
4 職場適応援助者助成金	職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者（第1号職場適応援助者）による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者（第2号職場適応援助者）を配置し援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。 ① 第1号職場適応援助者助成金      ② 第2号職場適応援助者助成金
5 重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの障害者を雇用している事業主の加入する事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数常用労働者として雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
7 障害者能力開発助成金	障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設設備等の設置又は整備を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合又は障害者である労働者を雇用する事業主が、障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合、及び障害者をグループにして事業所で就労することを通じて常用労働者として雇用されるための教育訓練を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

各助成金の詳細及び相談等については、当協会にお問い合わせください。

□連絡先

社団法人 青森県高齢・障害者雇用支援協会

雇用支援部助成納付課

017 (775) 4075

## 公共職業訓練

県では障害者や新規学卒者、離職者を対象に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。障害者が公共職業訓練を受講するには、次の2つの方法があります。

### 障害者職業訓練校

障害者を対象に、就職に必要な専門的な知識・技能を習得します。（平成21年度の募集内容）

訓練コース……………（身体障害者の方対象） OA事務科（15名）、製版科（15名）  
（知的障害者の方対象） 作業実務科（10名）

訓練期間 …………… 1年間（4月入校）

□連絡先 県立障害者職業訓練校

〒036-8523 弘前市緑ヶ丘1丁目9-1 0172 (36) 6882

### 障害者の職業訓練（多様な委託訓練）

障害者の職業訓練受講機会を拡大し、障害者の雇用促進に資するため、民間教育訓練機関等を活用した概ね3か月間の職業訓練を行っています。

- ① 知識・技能習得訓練コース……………民間のパソコンスクール等で、就職に必要なパソコンソフトの操作や関連知識を習得します。
- ② 実践能力習得訓練コース……………企業現場を活用した実習を行い、実践的な技能を習得します。なお、実習受け入れ企業には受講生1人当たり6万円/月を上限に委託費が支給されます。
- ③ 在職者訓練コース……………在職障害者の継続雇用に資するため、民間のパソコンスクール等で関連知識を習得します。

□連絡先 県商工労働部 労政・能力開発課

〒030-8570 青森市長島1-1-1 017 (734) 9415

### 精神障害者社会適応訓練事業

通常の雇用契約による就職の困難な精神障害者を対象として社会的自立を動機づけるために、一般の事業所において社会適応訓練を行ういわゆる職親制度が行われています。

平成21年度は、受託した職親数は41か所、委託訓練者数は55人となっています。委託期間は、原則として6か月で、通算して3年まで延長することができます。職親制度を利用したい方は、居住地の保健所に相談してください。

## 就学の猶予と免除

保護者が就学させなければならない子女で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規定により義務を猶予又は免除させることができます。

## 特別支援教育就学奨励制度

特別支援学校ならびに小・中学校の特別支援学級への就学に係る保護者等の経済的負担を軽減するための制度です。

補助は保護者の負担能力の程度に応じて行われます。特別支援学校や特別支援学級に就学すると、次のように経費の一部が支給されます。

### 就学奨励費

#### ◎ 特別支援学校に就学の場合（幼稚部～高等部）

##### ○ 支給費目

学校給食費、通学費（本人・付添人）、帰省費（本人・付添人）、職場実習交通費、交流学习交通費、寄宿舎居住費（寝具・日用品等・食費）、修学旅行費（本人・付添人）、宿泊生活訓練費（本人・付添人）、校外活動費（本人・付添人）、学用品購入費、通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品費等（小・中学部及び高等部）・職場実習宿泊費（高等部）、教科用図書購入費（高等部）。

##### ○ 支給対象者と支弁段階

一部の全額支給費目を除き、保護者の経済的負担能力に応じて、支給対象経費の全額、半額、支給せずの三段階となります。

#### ◎ 特別支援学級に就学の場合（小・中学校）

##### ○ 支給費目

学校給食費、通学費（本人）、職場実習交通費（中学校）、修学旅行費、交流学习交通費、校外活動費、学用品購入費、通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品費等。

##### ○ 支給対象者と支弁段階

一部の全額支給費目を除き、保護者の経済的負担能力に応じて、支給対象経費の半額、支給せずの二段階となります。

なお、要保護者については、就学援助法、生活保護法等により、別に措置されます。

#### ◎ 申 込 先

就学している学校で手続きしてくれます。



## 特別支援学校

特別支援学校は、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得させることを目的とします。

### 盲学校（視覚障害）

学 校 名	住 所	電 話
※ 県 立 盲 学 校	〒030-0936 青森市矢田前字浅井24-2	017 (726) 2239
県 立 八 戸 盲 学 校	〒031-0081 八戸市柏崎6丁目29-24	0178 (43) 3962

※ 幼稚部並びに高等部設置校

### 聾学校（聴覚障害）

学 校 名	住 所	電 話
※1 県 立 青 森 聾 学 校	〒038-0021 青森市安田字稲森125-1	017 (766) 1834
※2 県 立 弘 前 聾 学 校	〒036-8144 弘前市中別所字平山140	0172 (87) 2171
※2 県 立 八 戸 聾 学 校	〒031-0081 八戸市柏崎6丁目29-24	0178 (43) 3962

※1 幼稚部並びに高等部設置校

※2 幼稚部設置校

### 知的障害養護学校（知的障害）

学 校 名	住 所	電 話
県 立 青 森 第 二 養 護 学 校	〒030-0951 青森市戸山字宮崎56	017 (743) 4115
県 立 弘 前 第 一 養 護 学 校	〒036-8385 弘前市中別所字平山140	0172 (96) 2222
県 立 八 戸 第 二 養 護 学 校	〒031-0815 八戸市松館字水野平20-19	0178 (96) 1214
県 立 森 田 養 護 学 校	〒038-2817 つがる市森田町床舞鶴喰104-5	0173 (26) 2610
県 立 黒 石 養 護 学 校	〒036-0411 黒石市湯湯字：堤澤5-3	0172 (54) 8260
県 立 七 戸 養 護 学 校	〒039-2597 上北郡七戸町字蛇坂57-31	0176 (62) 2331
県 立 む つ 養 護 学 校	〒035-0011 むつ市奥内字栖立場1-110	0175 (26) 2210
※ 県 立 青 森 第 二 高 等 養 護 学 校	〒030-0951 青森市戸山字宮崎22-2	017 (742) 6624
弘前大学教育学部附属特別支援学校	〒036-8174 弘前市富野町1-76	0172 (36) 5011

※ 高等部のみ設置

### 肢体不自由養護学校（肢体不自由）

学 校 名	住 所	電 話
※1 県 立 青 森 第 一 養 護 学 校	〒038-0003 青森市石江字江渡101-1	017 (781) 1068
※2 県 立 弘 前 第 二 養 護 学 校	〒036-8385 弘前市中別所字向野227	0172 (97) 2511
※2 県 立 八 戸 第 一 養 護 学 校	〒031-0833 八戸市大久保字行人塚10-1	0178 (31) 5008
※3 県 立 青 森 第 一 高 等 養 護 学 校	〒038-0057 青森市西田沢字浜田368	017 (788) 0571

※1 県立青森第一高等養護学校分教室設置

※2 高等部設置校

※3 高等部のみ設置、知的障害併置

## 病弱養護学校（病弱）

学 校 名	住 所	電 話
※ 県立青森若葉養護学校	〒030-0913 青森市東造道1丁目7-1	017 (736) 8951
県立浪岡養護学校	〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野215-6	0172 (62) 6000

※ 県立浪岡養護学校高等部分教室設置

## 特別支援学級等

小学校、中学校には、比較的軽い知的障害児、肢体不自由児、病弱（身体虚弱）児、弱視児、難聴児及び言語障害児、情緒障害児に対し、その障害に応じた適切な教育を施すために特別支援学級が設置されています。

### 知的障害児の学級

学 校	学 級 数	児 童 生 徒 数
小 学 校	208	484
中 学 校	116	270

### 病弱児の学級

学 校 名	住 所	電 話
浦 町 小 学 校	〒030-0822 青森市中央2丁目17-13	017 (734) 2704
大 成 小 学 校	〒036-8182 弘前市御幸町13-1	0172 (32) 2591
朝 陽 小 学 校	〒036-8216 弘前市在府町36	0172 (32) 3647
吹 上 小 学 校	〒031-0003 八戸市吹上1丁目14-36	0178 (44) 0527
白 銀 小 学 校	〒031-0822 八戸市白銀町字大久保道1-1	0178 (33) 1021
田 面 木 小 学 校	〒039-1104 八戸市田面木字山道下13-2	0178 (27) 2424
五 所 川 原 小 学 校	〒037-0081 五所川原市新宮字岡田161	0173 (35) 2767
三 本 木 小 学 校	〒034-0031 十和田市東三番町36-1	0176 (23) 7178
上 久 保 小 学 校	〒033-0041 三沢市大町1丁目3-9	0176 (53) 3903
第 二 田 名 部 小 学 校	〒035-0071 むつ市小川町1丁目18-10	0175 (22) 1450
浦 町 中 学 校	〒030-0821 青森市勝田2丁目25-12	017 (774) 2231
第 三 中 学 校	〒036-8154 弘前市豊原1丁目3-3	0172 (32) 2361
第 四 中 学 校	〒036-8228 弘前市樹木5丁目2-6	0172 (32) 5244
第 一 中 学 校	〒031-0003 八戸市吹上2丁目17-1	0178 (44) 2215
白 銀 中 学 校	〒031-0822 八戸市白銀町字栗沢道38	0178 (33) 3287
根 城 中 学 校	〒039-1166 八戸市根城5丁目11-42	0178 (22) 2065
三 本 木 中 学 校	〒034-0081 十和田市西十三番町5-24	0176 (23) 3595
田 名 部 中 学 校	〒035-0053 むつ市緑町22-8	0175 (22) 1930
第 一 中 学 校	〒033-0037 三沢市松園町2丁目1-34	0176 (53) 3904

## 難聴児の学級

学 校 名	住 所	電 話
長 島 小 学 校	〒030-0861 青森市長島3丁目8-1	017 (776) 2244
城 下 小 学 校	〒031-0072 八戸市城下4丁目3-42	0178 (44) 3022
三 条 小 学 校	〒039-1101 八戸市尻内町字三条目4-4	0178 (27) 2216
三 本 木 小 学 校	〒034-0031 十和田市東三番町36-1	0176 (23) 7178
岩 木 小 学 校	〒036-1331 弘前市五代前田451	0172 (82) 3008
松 島 小 学 校	〒037-0013 五所川原市米田八ツ橋8	0173 (34) 2930
第 二 田 名 部 小 学 校	〒035-0071 むつ市小川町1丁目18-10	0175 (22) 1450
脇 野 沢 小 学 校	〒039-5311 むつ市脇野沢桂沢71-1	0175 (44) 2345
中 里 小 学 校	〒037-0305 中泊町中里亀山251-1	0173 (57) 2028
奥 戸 小 学 校	〒039-4602 大間町奥戸館の上96-69	0175 (37) 2108
下 風 呂 小 学 校	〒039-4501 風間浦村下風呂甲平ノ上18-1	0175 (36) 2201
第 三 中 学 校	〒036-8154 弘前市豊原1丁目3-3	0172 (32) 2361
野 辺 地 中 学 校	〒039-3101 野辺地町浜掛79-6	0175 (64) 2225
木 造 中 学 校	〒038-3141 つがる市木造浮巣20	0173 (42) 5270
車 力 中 学 校	〒038-3303 つがる市車力町屏風山1-214	0173 (56) 2023
市 川 中 学 校	〒039-2241 八戸市市川町赤畑34-2	0178 (52) 3129

## 情緒障害児の学級

学 校	学 級 数	児 童 生 徒 数
小 学 校	167	383
中 学 校	71	161

## 肢体不自由児の学級

学 校 名	住 所	電 話
城 東 小 学 校	〒036-8071 弘前市大久保西田105-40	0172 (32) 4054
喜 良 市 小 学 校	〒037-0203 五所川原市金木町喜良市千苺148	0173 (52) 2309
脇 野 沢 中 学 校	〒039-5311 むつ市脇野沢瀬野川目85-2	0175 (44) 2023
瑞 穂 小 学 校	〒038-3277 つがる市木造大畑座八1	0173 (42) 6161
稲 垣 西 小 学 校	〒037-0108 つがる市稲垣町吉出鴨泊22-1	0173 (46) 2009
尾 上 中 学 校	〒036-0221 平川市中佐渡南田49	0172 (57) 3220
赤 石 小 学 校	〒038-2731 鱒ヶ沢町赤石町山岸87	0173 (72) 2078
梅 沢 小 学 校	〒038-3511 鶴田町横菴松倉16-1	0173 (28) 2047
七 戸 小 学 校	〒039-2526 七戸町字上町野130	0176 (62) 2602
黒 石 東 小 学 校	〒036-0338 黒石市春日町70	0172 (52) 3880
猿 賀 小 学 校	〒036-0242 平川市猿賀明堂136-2	0172 (57) 3020
田 舎 館 小 学 校	〒038-1121 田舎館村畑中藤巻180	0172 (58) 2252
田 子 小 学 校	〒039-0201 田子町田子野々上平4	0179 (20) 7001
中 郷 中 学 校	〒036-0381 黒石市株梗木中渡1-1	0172 (52) 3193
西 目 屋 中 学 校	〒036-1411 西目屋村田代稲元121-1	0172 (85) 2260
七 戸 中 学 校	〒039-2567 七戸町鶴児平191	0176 (62) 3220
佐 井 中 学 校	〒039-4711 佐井村佐井中道75	0175 (38) 2078

## 弱視児の学級

学 校 名	住 所	電 話
堀 越 小 学 校	〒036-8111 弘前市門外1丁目3-3	0172 (27) 4869
木 ノ 下 小 学 校	〒039-2189 おいらせ町青葉六丁目50-184	0176 (57) 0222
苫 生 小 学 校	〒035-0041 むつ市金曲一丁目5-10	0175 (22) 5141
東 中 学 校	〒039-8085 弘前市末広3丁目2-1	0172 (26) 0575
五所川原第一中学校	〒037-0006 五所川原市松島町三丁目1	0173 (35) 2820

小学校の通常学級に在籍する軽度の言語障害のある児童に対し、その障害に応じた適切な教育を施すため通級指導教室を、次の学校に設けています。

## 通級指導教室

学 校 名	住 所	電 話
浪 打 小 学 校	〒030-0961 青森市浪打1丁目4-1	017 (742) 3347
長 島 小 学 校	〒030-0861 青森市長島3丁目8-1	017 (776) 2244
大 成 小 学 校	〒036-8182 弘前市土手町154-1	0172 (32) 2591
湊 小 学 校	〒031-0812 八戸市湊町字中道7-1	0178 (33) 1022
城 下 小 学 校	〒031-0072 八戸市城下4丁目3-42	0178 (44) 3022
中 郷 小 学 校	〒036-0316 黒石市ぐみの木2丁目77	0172 (52) 2049
中 央 小 学 校	〒037-0006 五所川原市松島町2-94	0173 (35) 2266
三 本 木 小 学 校	〒034-0031 十和田市東三番町36-1	0176 (23) 7178
上 久 保 小 学 校	〒033-0041 三沢市大町1丁目3-9	0176 (53) 3903
第 二 田 名 部 小 学 校	〒035-0071 むつ市小川町1-18-10	0175 (22) 1450
向 陽 小 学 校	〒038-3143 つがる市木造日向62-1	0173 (42) 2063
三 戸 小 学 校	〒039-0112 三戸町梅内字権現林1	0179 (22) 1125
五 戸 小 学 校	〒039-1519 五戸町天満後21	0178 (62) 2820
小 湊 小 学 校	〒039-3321 平内町小湊字後菴15	017 (755) 4573
岩 木 小 学 校	〒036-1331 弘前市大字五代字前田451	0172 (82) 3008
七 戸 小 学 校	〒039-2526 七戸町字上町野130	0176 (62) 2602
若 葉 小 学 校	〒039-3111 野辺地町石神裏16	0175 (64) 0817
第 三 中 学 校	〒031-0804 八戸市青葉三丁目13-36	0178 (44) 1319